

坂井市

社協だより

も く じ

4月から赤い羽根共同募金は
変わります…………… P2~3

みんなの広場…………… P4

すっきり! 苦情解決…………… P5

ありがとうございました/
相談のご案内/お知らせ…………… P6

がんばりました!



手話奉仕員養成講座(初級)



浦島太郎を手話で熟演する受講者のみなさん

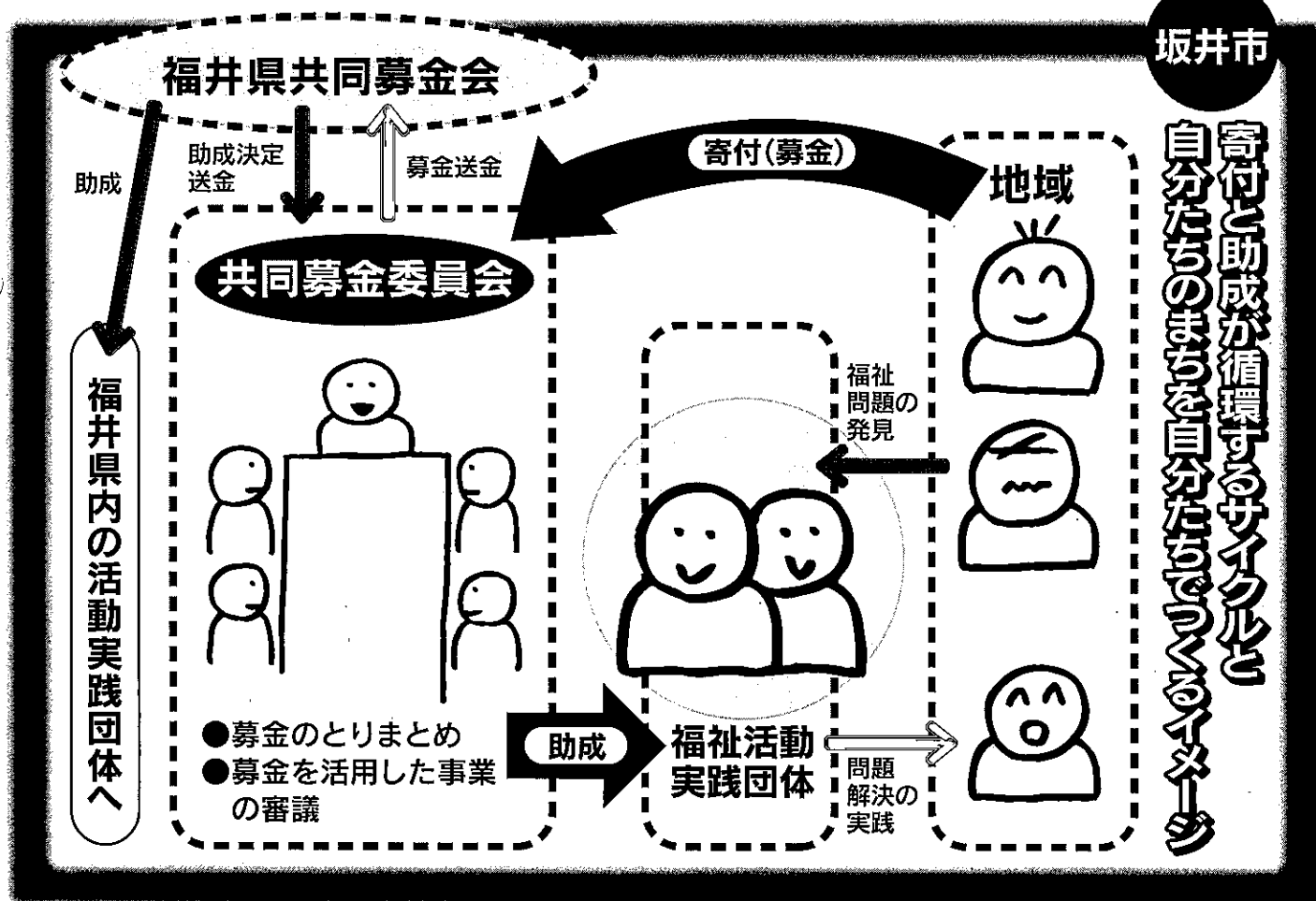
市社協ボランティア・市民活動センターでは、市民を対象とした初級の手話講座を開催しました。昨年12月から毎週土曜日に開催してきた講座も、3月14日(土)をもって全日程が終了し、最終日となったこの日は、修了証書を受け取り、その後、受講者ひとりひとりが手話でスピーチを行いました。

また、最後まで頑張った仲間が一致団結し、手話劇でお世話になった先生や市内の耳の不自由な方々に発表しました。

4月から赤い羽根共同募金は変わります。 住民によるたすけあい活動を応援します。

人々の困りごとが深刻化・多様化している中で、これからの福祉は「住民によるたすけあい」に焦点が当てられています。

赤い羽根共同募金は、人々の困りごとを解決しようと活動を実践しているボランティアなど、地域を良くしようとがんばっている住民によるたすけあい活動を応援します。



「公表による 募金の申請」

地域や社会を良くしようとかんばっている団体が、助成金を申請できるようになります。

「公表による 募金使途の明確化」



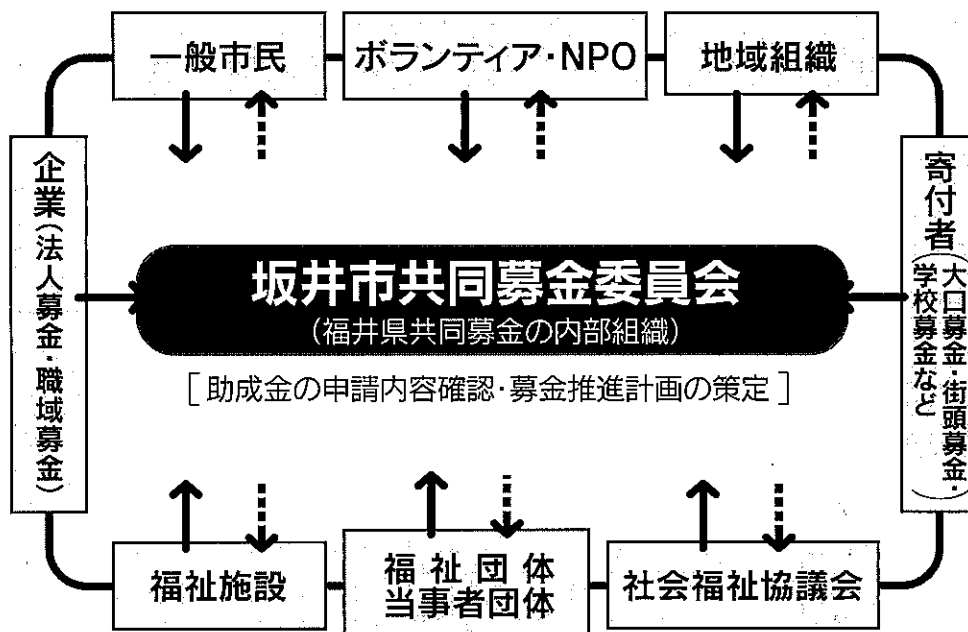
募金を募る際、活動の内容を公表し「どんな活動に募金が使われるのか」また、その募金の助成を受けて「計画通り募金が使われたのか」を明確にし、募金協力者への理解を求めます。

「住民参加による委員会の設置」

市民参加による委員会を設置し、募金を活用したまちづくりのための協議をすすめ、市民が集めて市民が使うためのしくみをつくりまします。



←--- 助成
← 募金協力



アンケート

共同募金あり方検討委員会(市社協)では、4月よりスタートする新しいしくみづくりの協議を進め答申しました。

答申内容

坂井市共同募金委員会会則(案)
運営委員の選出区分(案)
助成金実施要綱(案)
助成金公募要領(案)

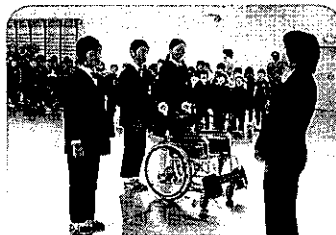


あり方検討委員会の様子

寄付

明章小学校が 車イス

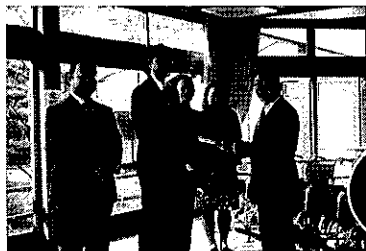
明章小学校では、平成18年から20年の3年間、ボランティア委員会が児童に呼び掛けアルミ缶を回収しました。集めた約3万個のアルミ缶を換金して車イスを購入し、福祉事業に役立ててくださいと市社協に寄付していただきました。



寄付

第一生命が 車イス

第一生命と同労働組合では、企業の地域貢献活動として全職員を対象に募金を募り、県内の福祉施設へ寄付活動を行っています。今回、市社協に車イス4台を寄付していただきました。



急募

スタッフ募集

知的障がい者の通所施設では、元気で明るい支援員を募集します。

内容

社会参加の困難な障がい者への生活および作業訓練のサポート

*資格・勤務条件等はお気軽にお問い合わせください

NPO法人自立支援センター
はあとスマイル春江

TEL 51-5166 池田まで

あなたの声を待ってます!

みんなの広場では、福祉情報や市民の投稿による記事をお待ちしております。

- 例えば、① 福祉に関する疑問・質問・相談
② 福祉イベントPR
③ “あなたのしあわせ”をテーマとした俳句や写真など

*原稿や写真の返却はいたしません。

《お問い合わせ・投稿などの連絡先は、6ページ(下段)まで》



応援します! ボランティア



市社協ボランティア・市民活動センターでは、「ボランティアしたい人」「ボランティアしている人」を応援しています。

■広報・啓発

情報紙の発行やボランティアイベントの開催

■養成講座

音訳講座や福祉・ボランティア体験の開催

■相談・紹介・あっせん

ボランティアに関する相談や活動紹介などの調整

■団体交流

ボランティア活動者の交流の場を設け情報交換などの開催

【お問い合わせ】

市社協ボランティア・市民活動センターまで(68-5070)

ボランティア活動保険に加入しましょう!

【加入対象】

市社協ボランティア・市民活動センターに登録されているボランティア個人・グループ・団体

【保険対象】

傷害事故・賠償事故

傷害事故



ボランティア活動中、転んでケガをした

賠償事故



ボランティア活動中、誤って花瓶を落としてこわした

【補償期間】

平成21年4月1日～22年3月31日
*4月1日以降に加入した際は、手続きの翌日から22年3月31日までとなります

【保険掛金】

基本タイプA: 2600円/人
基本タイプB: 4200円/人
基本タイプC: 5900円/人

【加入方法】

市社協ボランティア・市民活動センターの窓口を設置された申込書にてお申込ください。

お問い合わせ

市社協ボランティア・市民活動センター TEL 68-5070

すっきり! 苦情解決

～よりよいサービス実施のために～

社会福祉協議会では、社協で実施している各種福祉サービスに関して、苦情やご意見をお受けしています。皆様から寄せられた苦情に迅速、丁寧に対応し、その解決に努めることにより利用者の方とのより良い信頼関係づくりやサービス向上を目指しています。また、内容に応じて第三者委員にご意見を伺うなど適切な対応に努めております。

今年度寄せられた、苦情、要望とその対応をご報告いたします。

なお、対象となる福祉サービスとは、介護保険事業をはじめ、社協が行うすべての福祉サービス事業を指します。

苦情の件数 25件 (平成20年2月～平成21年1月末現在)

事業の種類	申し出者	お申し出内容	理由・対応	結果
【福祉サービス】 ・移送サービス事業 2件	協力会員	利用者宅に行くが不在だった。	サービス中止の連絡ミス⇒確認の強化、介護保険事業所との連絡を徹底した	解決
		間違えた送迎時間を知らされた。	送迎時間の連絡ミス⇒前日確認、書面での確認を徹底した	解決
・食の自立支援事業 1件	民生委員・市民	利用料金の変更を知らされていなかった。	変更内容の連絡ミス⇒謝罪、料金説明、スタッフ間の情報共有をした	解決
・ボランティア関係 1件	公民館職員	社協ボランティア・市民活動センター登録団体の公民館使用マナーが悪い。	センターより登録団体に説明していなかった⇒当事者団体に確認し、使用ルールを守るよう説明した	解決
【在宅福祉サービス】 ・訪問介護事業 1件	利用者	サービス提供日にスタッフが来ない。	サービス提供日の確認ミス⇒謝罪し、事前確認を徹底した	解決
・通所介護事業 1件	利用者家族	車椅子使用で家の中が傷ついた。	サービス契約時によりよい介助方法を検討し了承いただいていたが、職員間の共有ができていなかった⇒よりよい介助方法の再検討、実施。職員間の共有を徹底した	解決
【その他】 ・職員関係 2件	利用者家族	職員の電話対応が不適切	事実確認と接遇の改善を徹底した	解決
・会費、共同募金、施設管理等 17件		*それぞれの事業に対するご意見		

お知らせ

低所得世帯の方が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、緊急小口資金が借りられます。

使う目的

①医療費又は介護費等臨時の費用、支払い資金が必要

②給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要

③火災等被災によって生活費が必要

④その他やむを得ない事由による場合

・年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費

・会社からの解雇等による収入減

・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増

・事故等による損害を受けた場合による支出増

・社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増

貸付限度額 10万円以内

その他の要件

1. 緊急小口資金を借入中でないこと

2. 生活福祉資金・離職者支援資金の償還が滞

納中でないこと

3. 生活保護受給世帯でないこと

4. 多重債務者でないこと(自己申告)

相談窓口

市社協にご相談ください。



ありがとうございました

(1月1日～3月10日受付分)

★★★ 寄付金 ★★★

敬称略、順不同

寄付者

清水 一雄

三国商業振興協同組合

ゆあぽ〜と

角谷 とよ子

ピアゴ丸岡店

匿名 13件

住 所

春 江

三 国

三 国

三 国

丸 岡

寄付金

10,000円

8,000円

(みくにかにカード)

303円

1,304円

19,334円

107,719円

お詫び

1月15日発行にて、氏名記載に誤りがございましたことお詫び申し上げます。

⑨ 兵庫まちづくり ひょうご元気まつり
⑩ 兵庫まちづくり ひょうご元気まつり いやし部会

物品及び収集活動にご協力いただいた方のご芳名は、各支部にて掲示させていただきます。

寄付に伴う市県民税 税額控除のお知らせ

平成20年4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、平成21年度分からの個人住民税において、所得税法上の寄附金控除の適用対象となる寄付金のうち、住民福祉の増進に寄与するものとして地方公共団体が条例に指定した団体が、寄附金控除の対象に追加されることになりました。当社協への寄付金および共同募金が、所得税の寄附金控除に加え、個人住民税においても控除対象となります。

※平成20年1月1日以降の寄付から該当。

詳しいお問い合わせは

市社協総務課 (68-5070) へお問い合わせください
ホームページからもご覧いただけます。

無料法律相談

6日(月) 服部 宏和 弁護士

会場 三国社会福祉センター

14日(火) 安藤 健 弁護士

会場 いきいきプラザ霞の郷

15日(水) 吉川 健司 弁護士

会場 春江総合福祉センター

23日(木) 森口 功一 弁護士

会場 坂井老人福祉センター

11日(月) 中村 淳 弁護士

会場 三国社会福祉センター

12日(火) 川上 賢正 弁護士

会場 いきいきプラザ霞の郷

20日(水) 森口 功一 弁護士

会場 春江総合福祉センター

28日(木) 茂呂 信吾 弁護士

会場 坂井老人福祉センター

各会場、開催日1週間前から電話予約にて受付します。※先着9名まで

心配ごと相談

13日(月)、20日(月)、27日(月)

会場 三国社会福祉センター

7日(火)、21日(火)、28日(火)

会場 いきいきプラザ霞の郷

1日(水)、8日(水)、22日(水)

会場 春江総合福祉センター

2日(木)、9日(木)、16日(木)

会場 坂井老人福祉センター

18日(月)、25日(月)

会場 三国社会福祉センター

19日(火)、26日(火)

会場 いきいきプラザ霞の郷

13日(水)、27日(水)

会場 春江総合福祉センター

7日(木)、14日(木)、21日(木)

会場 坂井老人福祉センター

相談員は、民生委員・児童委員の方です。

結 婚 相 談

13日(月)、27日(月)

会場 三国社会福祉センター

6日(月)、20日(月)

会場 いきいきプラザ霞の郷

2日(木)、16日(木)

会場 春江総合福祉センター

2日(木)、16日(木)

会場 坂井老人福祉センター

11日(月)、25日(月)

会場 三国社会福祉センター

7日(木)、18日(月)

会場 いきいきプラザ霞の郷

7日(木)、21日(木)

会場 春江総合福祉センター

7日(木)、21日(木)

会場 坂井老人福祉センター

相談員は、婦人福祉協議会の方です。

各相談は、開催日の午後1時～4時です。無料法律相談は混雑が予想されますので、お一人様20分の相談時間とさせていただきます。相談予約、お問い合わせは、市社協各支部(下記)まで。

●各支部へのお問い合わせは・・・

■ みくに支部

坂井市三国町中央1-6-3 (三国社会福祉センター内)

TEL 82-1170 FAX 82-1593

■ まるおか支部

坂井市丸岡町八ヶ郷21-7-1 (いきいきプラザ霞の郷内)

TEL 68-5060 FAX 67-2950

■ はるえ支部

坂井市春江町江留中10-15-1 (春江総合福祉センター内)

TEL 51-4545 FAX 51-6269

■ さかい支部

坂井市坂井町下新庄19-1 (坂井老人福祉センター内)

TEL 67-0640 FAX 67-2807